

宮城県林業関係施設管理等事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、第2に定める林業関係施設の管理等について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)別紙「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(以下「承認基準」という。)及び宮城県農林水産部関係被害報告要領(平成20年2月29日施行。以下「被害報告要領」という。)に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2 この要領が対象とする林業関係施設とは、承認基準別表5に掲げられた事業のうち、林野庁が所管する事業により取得した補助対象財産のほか、これら事業に先立って過去に実施されていた事業及びこれら事業と同様の機能の施設や機械を導入し、取得した補助対象財産とする。ただし、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で取得した補助対象財産は、林業振興課所管により実施したものに限る。

(林業関係施設の管理運営)

第3 林業関係施設の所有者(以下「事業主体」という。)は、当該施設の設置・導入目的に即して、常に良好な状態で管理運営を図るものとする。

2 事業主体は、当該施設ごとに、次に掲げる事項を明らかにした管理・運営又は利用に関する規程を定めて管理運営を行うものとする。

- (1) 目的
- (2) 施設の種類、構造、規模、形式及び数量
- (3) 施設の所在
- (4) 管理者の責任
- (5) 利用者範囲
- (6) 利用方法に関する事項
- (7) 施設の保全に関する事項

3 林業関係施設の管理運営は、事業主体が行うものとする。ただし、事業主体は、本事業の事業採択要件を満たし、かつ事業の趣旨・目的を逸脱しない範囲内においては、指定管理者制度等に基づき、管理運営を他に委託することができるものとする。この場合、事業主体は別記様式第1号により知事に届け出るものとする。

4 事業主体は、前項の規定による管理運営委託をした場合において、委託先又は委託の条件を変更したときは別記様式第2号により知事に届け出るものとする。

(承認基準に基づく処分)

第4 事業主体が承認基準に基づき、処分制限期間内に林業関係施設の財産処分をしようとするときは、承認基準の別記様式各号の様式を準用し、知事あてに申請等を行うものとする。

2 知事は、前項の申請等に基づき農林水産大臣あて必要な手続きを取った上で、事業主体あて通知するものとする。

3 事業主体は、前項までにより行った財産処分が完了した場合は、別記様式第3号により、すみやかに知事に報告するものとする。

(その他処分)

第5 事業主体が、承認基準の手續に該当しない場合において、処分制限期間内に林業関係施設を、移転又は主要機能の変更を伴う増築・改築若しくは模様替え等をしようとするときは、別記様式第4号により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出の受理または不受理について、事業主体あて通知するものとする。

3 事業主体は、前項までの規定により行った財産処分又は移転等が完了した場合は、別記様式第3号により、すみやかに知事に報告するものとする。

4 事業主体は、施設を処分制限期間を経過した後に処分、譲渡等を行った場合は、別記様式第5号により知事に報告するものとする。

(被害報告)

第6 事業主体は、林業関係施設が天災その他の災害にあったときは、速報として損壊の程度や数量等の被災状況を任意の様式により地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所（以下「事務所」という。）に報告するとともに、被害状況の全容がわかり次第、当該被災状況の写真等を添付し、別記様式第6号により知事に報告するものとする。

なお、承認基準第7条に基づく手續きを行う場合は、承認基準別記様式第7号により別途知事に提出するものとする。

2 事務所は、被害報告要領に基づく被害報告収集の指示があった場合は、前項による事業主体からの被害報告及び被害情報の収集に努めるものとし、被害報告の指示により、被害の有無に関わらず林業振興課に報告するとともに、被害状況の全容が確定した時点においては確定報告として林業振興課に報告するものとする。

3 事務所は、前2項の報告は、別記様式第7号によりとりまとめ報告するものとする。

なお、本項による報告の対象となる林業関係施設は、被害報告要領に基づく被害取りまとめ区分の「林産施設」に読み替えて報告するものとする。

(書類の整備)

第7 事業主体は、処分制限を受ける施設について、当該施設の取得事業名、取得価格、補助金又は交付金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管するものとする。

(事業計画達成状況調査)

第8 事業主体は、林業関係施設に係る事業計画に定めた指標の目標値の達成状況について、事業ごとに国が定めた調査初年度又は事業実施年度から起算して10年目の年度まで、別記様式第8号又は別記様式第9号により整理し、前年度分の実績を毎年度の8月末日までに所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）に報告するものとする。

2 所長は、前項による実績と併せて第9並びに第10による報告をとりまとめ、毎年度の9月末日までに林業振興課長（以下「課長」という。）に報告するものとする。

(総合評価)

第9 事業主体は、施設の取得に係る事業が完了した年度（継続事業にあつては事業最終年度）の翌年度から起算して3年間及び当該事業の成果の目標に係る年度に係るものを、別記様式第10号により総合評価を行い、第8に規定する報告と併せて所長に報告するものとする。

(費用対効果分析)

第10 事業主体は、次の各号に掲げる事項に従って、事業ごとに国が定めた事業評価実施に係る規定に基づく費用対効果の分析における事後評価を行い、別記様式第11号により

第8に規定する報告と併せて所長に報告するものとする。

- (1) 当該事業計画における事業成果の目標に係る年度について行う。
- (2) 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設の運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、前号に掲げるもののほか、当該施設の事業完了年度の翌年度から3年目について行う。

（指導推進体制）

第11 知事は、本事業の普及浸透、事業主体に対する指導等を行うものとする。

（経営管理指導）

第12 知事は、本事業の適切な実施を確保するため林業経営、施設の効率的利用等に関し、次の各号に掲げる指導を行うものとする。ただし、第3号の指導にあつては中小企業診断士が行うものとする。

- (1) 本事業の終了後1年目及び2年目の施設を対象とした一般指導
 - (2) 収支を伴う施設で本事業の終了後5年目のもの、及び収支実績が大幅な赤字になっているものを対象とした濃密指導
 - (3) 特に経営が悪化した施設について、緊急的な経営指導を行う緊急経営指導
- 2 知事は、前項各号に掲げる指導のほか、必要に応じて指導することができるものとする。
- 3 経営管理指導の実施等に関する留意事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

（経営改善計画）

第13 知事は、第8に規定する事業計画達成状況調査の報告結果に基づき、収支を伴う施設のうち、収支実績が大幅に赤字となっている収支を伴う施設について、当該収支を伴う施設の事業主体に対し経営の改善計画（以下「経営改善計画」という。）の策定を指導するものとする。

- 2 事業主体は、前項の規定により経営改善計画を策定したときは、別記様式第12号により知事に報告するものとし、当該経営改善計画に基づき経営が改善するまで毎年、知事に報告するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により事業主体から報告を受けたときは、当該事業主体に対し必要な措置を講じるものとする。

（書類の提出部数及び経由）

第14 この要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、原則として事業を所轄する所長を経由するものとする。

- 2 前項の書類の提出に当たり、間接補助事業により実施したものについては、「事業主体」とあるものを「市町村長」と読み替えて市町村長が知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年2月18日から施行する。
- 2 林業構造改善事業等施設管理及び事業推進実施要綱（平成18年8月11日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に廃止前の林業構造改善事業等施設管理及び事業推進実施要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の規定によりされた処分、手続きその他の行為と見なす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月30日から施行する。
- 2 林業構造改善事業等施設管理及び事業推進実施要綱（平成18年8月11日施行）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の際、現に廃止前の林業構造改善事業等施設管理及び事業推進実施要綱の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この要領の規定によりされた処分、手続きその他の行為と見なす。

附 則

この要領は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。